

第98期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年5月26日（木曜日）
午前10時

場所

東京都中央区銀座三丁目9番11号
紙パルプ会館
銀座フェニックスプラザ2階 フェニックスホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役4名選任の件

※ 「本総会での新型コロナウイルス感染対策について」次ページをご覧ください
※ 株主総会でのお土産の配布はございません

株式会社歌舞伎座

証券コード：9661

※ 本総会での新型コロナウイルス感染対策について

◇議決権行使についてのお願い

新型コロナウイルス感染症に関しては、変異株による感染拡大も懸念されており、感染リスク、株主の皆様の安全を最優先に、本総会へのご来場を見合わせ、**書面（郵送）、またはインターネット（スマート行使・議決権行使ウェブサイト）による議決権行使を、強く推奨**させていただきます。

株主総会当日のご来場は、お控えくださいますようお願い申し上げます。

お土産の配布はございません。

なお、当日の総会運営は下記要領で行わせていただきますので、ご来場いただいても入場いただけないことを予めご了承くださいますようお願いいたします。

- ① 議事進行につきましては、換気の徹底・感染回避のため**時間を短縮**して行います。
- ② ソーシャルディスタンスを確保するため、**座席数は50席と大幅に少なくさせていただきます**いております。**満席時には、ご入場をお断りさせていただく場合**がございます。
- ③ **マスクの着用**、会場入口での**検温・手指消毒**、**整列入場**にご協力をお願いいたします。

なお、発熱等体調不良の場合は、ご入場をお断りする場合がございます。

以上

証券コード 9661
2022年5月9日

株 主 各 位

東京都中央区銀座四丁目12番15号
株 式 会 社 歌 舞 伎 座
代表取締役社長 安 孫 子 正

第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から可能な限り同封の議決権行使書の郵送、またはインターネット等により事前に議決権を行使していただき、当日のご来場は慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使をされます場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、
2022年5月25日(水)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
敬具

1. 日 時 2022年5月26日 (木曜日) 午前10時

2. 場 所 紙パルプ会館 銀座フェニックスプラザ2階 フェニックスホール
東京都中央区銀座三丁目9番11号 TEL03-3543-8111

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第98期 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第98期 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役4名選任の件

以 上

◇インターネットによる開示について

- 1.株主総会招集に際し提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本「招集ご通知」には添付していません。なお、当該注記表につきましては、監査役および会計監査人が監査報告作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 2.株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類、計算書類等に修正すべき事項が生じた場合には、当社ウェブサイト (<https://www.kabuki-za.co.jp/annai/>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場をお控えいただき、株主総会参考書類（4～9頁）をご検討のうえ、書面（郵送）またはインターネット等により事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使される場合



書面（郵送）により
議決権をご行使される場合

行使
期限

2022年5月25日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

同封の「議決権行使書」に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は、同封の記載面保護シールをご利用ください。



インターネット
（スマホ・PC）により
議決権をご行使される場合

行使
期限

2022年5月25日（水曜日）
午後5時30分まで

次頁の「インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点」をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力いただき、ご送信ください。

株主総会にご出席される場合

開催
日時

2022年5月26日（木曜日）午前10時

同封の「議決権行使書」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催
場所

東京都中央区銀座三丁目9番11号

紙パルプ会館

銀座フェニックスプラザ2階 フェニックスホール

■ インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

1. 「スマート行使」(スマートフォン用議決権行使ウェブサイト)による方法

同封の「議決権行使書」右下記載のQRコードをスマートフォン等にて読み取り、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、議決権行使コード・パスワードのご入力是不要です。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

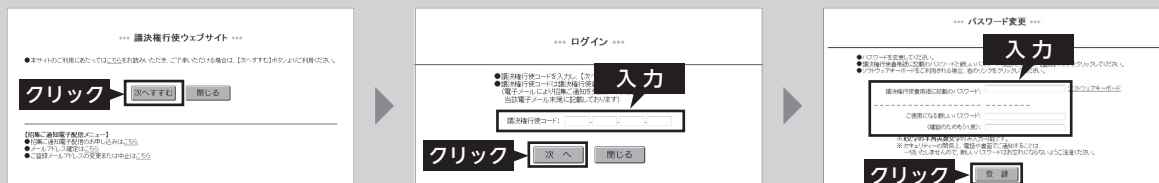


2. 議決権行使コード・パスワード入力による方法 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

「議決権行使ウェブサイト」(上記URL)にアクセスいただき、同封の「議決権行使書」記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインのうえ、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。

なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。QRコードを読み取れるアプリケーション(または機能)の導入が必要です。



- パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段で、今回の総会のみ有効です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは、一定回数以上連続して間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

❗ ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2.に記載の方法でご修正いただけますようお願い申し上げます。
- 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
- インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行証券代行部(以下)までお問い合わせください。

▶ 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
☎ 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)

▶ 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

☎ 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定配当の維持、継続を基本方針としております。第98期の期末配当につきましては、今後の事業展開に備えた内部留保等を勘案し、次のとおりといたしたく存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円 総 額 60,599,565円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日（期末配当金の支払開始日）
2022年5月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令に定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の規定が不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の改定および新設する規定の効力に関する附則(第1条)を設けるものであります。

2. 変更の内容

(下線部分が変更箇所です)

<現行定款>	<変更案>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

<現行定款>	<変更案>
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	<p>附則</p> <p>(株主総会資料の電子提供制度に関する経過措置)</p> <p>1 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更後第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役大谷信義、岩崎敏久、山内貴美子、松平 誠の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の再任と新任取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者に関しては、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> おお たに のぶ よし 大谷 信義 (1945年6月18日生)	1979年5月 当社取締役 1980年5月 松竹(株)取締役 1984年5月 当社代表取締役社長 1984年5月 歌舞伎座事業(株)代表取締役社長 1998年1月 松竹(株)代表取締役社長 1998年6月 中日本興業(株)社外取締役 2002年5月 松竹ブロードキャスティング(株)取締役(現任) 2006年4月 歌舞伎座サービス(株)取締役(現任) 2007年2月 松竹(株)代表取締役会長 2019年5月 松竹(株)取締役会長(現任) 2019年5月 当社取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 松竹(株)取締役会長 松竹ブロードキャスティング(株)取締役 歌舞伎座サービス(株)取締役	40,203株
(取締役候補者とした理由) 長年、演劇、映画興行の業界を牽引し、興行場を中心とした不動産経営にも広い見識があり、当社の経営責任者として十分な実績を有しております。これらの豊富な経験や見識は、今後も当社の経営にとって不可欠であると判断いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	再任 やま うち きみこ 山内 貴美子 (1960年1月20日生)	2007年2月 松竹(株)総務部法務室長 2018年10月 松竹(株)法務室長 (部長待遇) 2020年5月 当社取締役企画・グループ担当 2021年5月 歌舞伎座サービス(株)取締役 営業部門 (不動産営業部) 担当 2021年12月 当社取締役グループ事業開発担当 グループ事業開発部長 (現任) 2022年1月 歌舞伎座サービス(株)取締役 営業部門担当 不動産営業部 部長 (重要な兼職の状況) 歌舞伎座サービス(株)取締役	200株
	(取締役候補者とした理由) 企業戦略における知的財産、またコンテンツビジネス上の法務に精通しており、その知識経験を当社グループの知財活用や営業活動に活かせるものと判断いたしました。		
3	新任 た なか とも あき 田中 智明 (1964年1月18日生)	2005年3月 松竹(株)総務部人事管理課長 2009年4月 松竹(株)総務課次長 2016年5月 松竹(株)人事部長 2018年10月 松竹(株)総務部長 (現任)	0株
	(取締役候補者とした理由) 総務部門や人事部門における豊富な知見を有しており、当社の企業価値向上およびガバナンス体制の強化に資することに期待されることから取締役候補者としたしました。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	再任 社外 独立 まつ だいら まこと 松 平 誠 (1947年2月24日生)	1996年4月 日本郵船(株)本店業務企画部部长 1999年4月 郵船クルーズ(株)取締役ホテル部長 2005年4月 郵船クルーズ(株)社長 2007年6月 (社)日本外航客船協会会長 2008年4月 郵船クルーズ(株)会長 2010年4月 郵船クルーズ(株)顧問 2016年5月 当社社外取締役(現任)	200株
(社外取締役候補者とした理由・期待される役割) 客船運航会社における経営者としての豊富な経験と経営見識から、経営陣から独立した客観的な立場により、当社グループにおけるガバナンスやリスク管理、子会社が運営する食堂・飲食・売店事業に関して、的確な助言や提言を行っております。 引き続き、社外取締役として、当社の経営状況や業務執行への監督・助言などの職責を適切に遂行できるものと判断いたしました。			

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.社外取締役候補者について
 松平誠氏は、社外取締役の候補者であり、また東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。なお、社外取締役としての在任期間は、本総会終結時において6年となります。
- 3.取締役候補者(業務執行取締役等を除く)との責任限定契約の内容
 ・当社は、会社法第427条第1項および定款規定に基づき、取締役(業務執行取締役等を除く)と会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。
 ・社外取締役候補者が再任され就任した場合には、同内容の契約を継続する予定であります。
- 4.取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容
 ・当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害および費用を当該保険契約により填補することとしております。
 ・各取締役候補者の選任が承認され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、保険更新時には同内容での更新を予定しております。

なお、会社法施行規則第74条に定める取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大は一時減少傾向が見られたものの、新たな変異株の出現により、首都圏を含む多くの都道府県でまん延防止等重点措置が実施され、総じて厳しい状況が続きました。

松竹株式会社における劇場歌舞伎座の興行は、出演者をはじめすべての関係者に検査を実施し、客席数の制限、客席・ロビーでの飲食を禁止するなど徹底した感染症対策のもと行われました。

このような状況のなか、劇場および附帯テナントを賃貸する不動産賃貸事業と食堂・飲食および売店事業を展開する当社グループの事業運営も、食堂・飲食事業を中心に影響を受けることとなりました。

当連結会計年度における当社グループの売上高は2,469百万円(前期比17.3%増)、営業損失は114百万円(前期は営業損失378百万円)、経常損失は102百万円(前期は経常損失322百万円)となり、連結子会社が所有する不動産の一部を売却し、固定資産売却益19百万円を特別利益に計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純損失は153百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失347百万円)となりました。

以下、事業別の概況を報告いたします。

<不動産賃貸事業>

不動産賃貸事業においては、劇場賃貸事業は客席制限等があるものの順調に稼働しましたが、附帯テナントの一部では、入場制限等の影響から歩合賃料等の減少が見られ、コロナ禍前の売上水準には至りませんでした。

建物全体の設備の営繕ならびに保全面では、昇降機設備、駐車場設備、消防設備など施設利用者の安全に関わる重要設備を中心に実施し、劇場区分においては照度が低下していた2階吹抜けロビー天井の照明器具を更新し、劇場大間の華やかさを保持いたしました。

以上の結果、売上高は1,880百万円(前期比7.4%増)となりました。新たな設備投資や営繕保全計画を見直すなど対処し、営業利益は656百万円(前期比34.7%増)となりました。

＜食堂・飲食事業＞

食堂・飲食事業においては、劇場での客席数制限、客席・ロビーでの飲食禁止という状況を受け、連結子会社が展開する飲食施設も5割程度の座席数での営業となりましたが、お食事とサービスの内容を従来に増して見直し、売上増大と利益向上に努めてまいりました。

お食事処「花箒」では、“かぶきにゃんたろう”とコラボした歌舞伎座アフタヌーンティーが予想を上回る人気メニューとなり、大変好評をいただきました。また、演目や季節に関連したお料理を数多く提供するなど工夫をしてまいりました。「花箒」のお食事以外の有効活用として、落語の会や各種セミナーを万全な感染対策のもと継続して実施してまいりました。

喫茶室「檜」では、木挽町通り側に入出口の開放とオープンカフェを設け、劇場来場者以外のお客様への営業にも注力してまいりました。

お弁当処「やぐら」では、江戸の芝居小屋のお弁当を再現した「江戸の幕の内弁当」、元禄忠臣蔵に因んだ「將軍弁当」など趣向を凝らした商品を提供してまいりました。

しかしながら、前期に引き続き客席数制限、劇場内での飲食禁止などが大きく影響し、売上高は156百万円（前期比77.8%増）、営業損失は149百万円（前期は営業損失192百万円）となりました。

＜売店事業＞

売店事業においては、お土産処「木挽町」で、歌舞伎や演目、俳優に因んだ歌舞伎座らしい商品を取り揃え、また、前期から晴海通り側に入出口を設けたことで、劇場外からの来店も増加し、より幅広いお客様にご利用いただきました。

地下木挽町広場では、新規顧客開拓を視野に「全国歌舞伎巡業地物産展」「ねこ展」「北海道展」などを開催してまいりました。また、歌舞伎座らしい商品として人気の「舞台写真」と各興行の「特別ポスター」を、木挽町広場に加えホームページでも販売開始したことで、お客様にも喜んでいただき、販売枚数が大幅に増加いたしました。地域活性化を目的とした「歌舞伎座朝市」を、1月から毎週木曜日開催と固定したことで認知度が高まり、朝市を目当てに来られるお客様が増え、売上も増加いたしました。

この他にも、外販事業拡大施策として、百貨店や大手商業施設などへの催事を積極的に展開したところ、歌舞伎関連グッズや、“和”のテイストの商品に予想以上の反響をいただきました。

以上のような営業努力をしてまいりましたが、外出自粛の長期化が大きく影響し、売上高は433百万円（前期比62.1%増）、営業損失は112百万円（前期は営業損失172百万円）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループといたしましては、歌舞伎の殿堂「歌舞伎座」が引き続き多くの方に楽しんでいただける場であるよう、コロナ禍においても、快適で安心・安全な劇場環境と、「歌舞伎座」に相応しい食やサービスを提供してまいります。

不動産賃貸事業においては、劇場ならびに附属施設を安全にご利用いただける環境を提供するため、諸設備の安全対策のもと、運営管理面の見直しを図りながら支出の抑制にも取り組んでまいります。

また、各契約テナント等との賃料改定に向けた検討と、賃貸収入以外の新たな収益事業を模索・検討してまいります。

食堂・飲食事業においては、感染拡大防止策と衛生管理を徹底し、歌舞伎座らしいお食事、お弁当を軸に、ご観劇以外のお客様にもバラエティー豊かなメニューを取り揃えつつ、新しいメニューを提供することで売上拡大を目指してまいります。

売店事業においては、感染拡大防止策を徹底しながらの運営となりますが、木挽町広場の催事や、木挽町通りでの「歌舞伎座朝市」など開催することでさらに認知度を上げ、集客拡大につなげてまいります。

また、引き続き、百貨店、大手商業施設など、外部への出店の積極的展開とインターネットビジネスに注力することで収益拡大に取り組んでまいります。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資としては、経年劣化が顕著となっておりました劇場2階吹抜けロビーの天井照明器具と、木挽町通り外部照明器具の更新を実施いたしました。また、売店部門ではスマートレジ追加導入や店舗什器類の充実化を図り、お客様への利便性を高めました。

今期の設備投資の総額は29百万円で、主な内訳は以下のとおりです。

- | | |
|------------------------|--------|
| ・ 劇場2階吹抜けロビー天井照明器具更新工事 | 20 百万円 |
| ・ 劇場東側外部床埋め込み型照明器具更新工事 | 1 百万円 |
| ・ 1階 木挽町売店スマートレジ導入 | 1 百万円 |

(4) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 95 期 2018年度	第 96 期 2019年度	第 97 期 2020年度	第 98 期 2021年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	3,864	3,742	2,106	2,469
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	438	322	△322	△102
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	281	212	△347	△153
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	23.25	17.56	△28.71	△12.64
総 資 産 (百万円)	26,092	26,195	27,366	25,048
純 資 産 (百万円)	11,291	11,510	12,553	11,078
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	932.97	951.03	1,037.22	914.11

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 95 期 2018年度	第 96 期 2019年度	第 97 期 2020年度	第 98 期 2021年度 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	2,015	2,023	1,794	1,921
経 常 利 益 (百万円)	404	347	124	248
当 期 純 利 益 (百万円)	263	232	54	172
1 株当たり当期純利益 (円)	21.75	19.19	4.52	14.22
総 資 産 (百万円)	24,469	24,616	26,315	24,345
純 資 産 (百万円)	10,022	10,259	11,681	10,550
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	828.06	847.67	965.17	870.55

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
歌舞伎座サービス株式会社	40百万円	100 %	食堂・飲食事業 売店事業 不動産賃貸事業

(6) 主要な事業内容

事 業 区 分	事 業 内 容
不動産賃貸事業	劇場、附帯施設、店舗等および土地の賃貸事業
食堂・飲食事業	劇場および附帯施設等における食堂、飲食事業
売店事業	劇場および附帯施設等における歌舞伎関連商品や土産品の物販事業

(7) 主要な事業所

- ・ 当社 本社 東京都中央区
- ・ 当社 大船 神奈川県鎌倉市
- ・ 歌舞伎座サービス株式会社 東京都中央区

(8) 従業員の状況 (2022年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従業員数	前連結会計年度末比増減
不動産賃貸事業	4名 (一)	2名減 (一)
食堂・飲食事業	16名 (17名)	2名減 (1名増)
売店事業	12名 (22名)	2名減 (1名減)
全社 (共通)	15名 (一)	— (一)
合 計	47名 (39名)	6名減 (一)

(注)臨時従業員数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
13名	1名減	49.2歳	14.5年

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2022年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 28,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,119,913株（自己株式50,087株を除く）
- ③ 株主数 5,674名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
松竹株式会社	1,665,100株	13.73%
清水建設株式会社	1,047,250株	8.64%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 松竹口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	446,200株	3.68%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託松竹口)	446,200株	3.68%
株式会社みずほ銀行	230,000株	1.89%
株式会社TBSテレビ	150,000株	1.23%
日本テレビ放送網株式会社	150,000株	1.23%
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	150,000株	1.23%
株式会社三越伊勢丹	115,000株	0.94%
株式会社三菱UFJ銀行	115,000株	0.94%

(注) 持株比率は、所有する株式数を発行済株式（自己株式50,087株を除く）の総数で除したものであります。

(2) 会社役員に関する事項 (2022年2月28日現在)

① 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	大 谷 信 義		松竹(株)取締役会長 歌舞伎座サービス(株)取締役 松竹ブロードキャスティング(株)取締役
代表取締役社長	安孫子 正		
常 務 取 締 役	岩 崎 敏 久	経理担当	歌舞伎座舞台(株)社外取締役
取 締 役	山 内 貴美子	グループ事業開発担当	歌舞伎座サービス(株)取締役 営業部門担当 不動産営業部 部長
取 締 役	木 川 正 彦	総務・業務担当	
社 外 取 締 役	小 平 健		
社 外 取 締 役	松 平 誠		
社 外 取 締 役	尾 崎 啓 成		松竹(株)取締役経理部門、財務部門担当、 IR(インベスター・リレーションズ) 副担当
社 外 取 締 役	武 藤 寛 征		松竹(株)経営企画部経営企画室長兼グループ企画室長 (株)松竹サービスネットワーク社外監査役 松竹衣裳(株)社外監査役
社外監査役(常勤)	安 形 泰 介		
監 査 役	大 谷 二 郎		松竹ブロードキャスティング(株) 代表取締役副社長
社 外 監 査 役	井ノ上 正 男		大高法律事務所 弁護士 松竹(株)社外監査役 (株)永谷園ホールディングス社外監査役
社 外 監 査 役	稲 垣 文 美		

(注) 1. 当事業年度中の役員の異動 (2021年5月27日付)

新任	代表取締役社長	安孫子 正
	取締役	木川 正彦
退任	代表取締役社長	武中 雅人 (任期满了)
	取締役	近藤 諭司 (任期满了)

2. 取締役 小平健、松平誠、尾崎啓成、武藤寛征の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、小平健、松平誠の両氏は東京証券取引所の上場規程に基づく独立役員であります。
3. 監査役 安形泰介、井ノ上正男、稲垣文美の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、稲垣文美氏は、東京証券取引所の上場規程に基づく独立役員であり、長年にわたる金融機関での経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

② 取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、役員報酬の決定方針を取締役会において定めております。(2021年2月22日開催取締役会において取締役報酬の件を審議・承認) 取締役の役割および職責等に相応しい水準とすることを方針に月額報酬とし、基本報酬、役位手当、職務手当で構成しております。

監査役の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております(2020年6月10日開催監査役会において監査役報酬の件を審議・承認)。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役の個人別報酬等の内容決定に係る委任に関する事項

取締役会の決議により代表取締役社長安孫子正が委任を受け、各取締役の役割および職責等を踏まえたうえで報酬額を決定しております。権限を委任した理由は、当社および当社グループ全体の業績ならびに各取締役が果たした業務執行を把握している代表取締役社長が適任であると判断するものであります。

なお決定に基づいた各取締役の個人別報酬等は報酬決定方針に沿うものであると取締役会が判断しております。

ハ. 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役	11名	117百万円	(うち社外取締役	4名	14百万円)
監査役	4名	19百万円	(うち社外監査役	3名	16百万円)

(注)

- 1.取締役の報酬限度額は、2015年5月28日開催の第91期定時株主総会において年額190百万円以内(うち社外取締役分年額20百万円以内)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち社外取締役2名)です。
- 2.監査役の報酬限度額は、2008年5月23日開催の第84期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)、監査役の全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役および監査役(当事業年度中在任者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、保険料は全額当社が負担しております。これにより被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害および費用を当該保険契約により填補することとしており、1年毎に契約を更新しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役尾崎啓成氏は、松竹株式会社の取締役経理部門、財務部門担当、IR(インベスター・リレーションズ)副担当を兼職しております。松竹株式会社は、土地建物等の賃貸借取引がある特定関係事業者(主要な取引先)にあたり、同氏は同社業務執行者の配偶者であります。
- ・取締役武藤寛征氏は、松竹株式会社の経営企画部経営企画室長兼グループ企画室長と、株式会社松竹サービスネットワーク、松竹衣裳株式会社の社外監査役を兼職しております。松竹株式会社とは土地建物等の賃貸借取引関係があり、また、株式会社松竹サービスネットワークとは建物管理委託取引関係があります。
- ・監査役井ノ上正男氏は、大高法律事務所に所属する弁護士で、また、松竹株式会社と株式会社永谷園ホールディングスの社外監査役を兼職しております。松竹株式会社とは土地建物等の賃貸借取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況と期待される役割

- ・取締役小平健氏は、当事業年度開催の取締役会13回全てに出席、金融機関やホテル業界等における豊富な経験と経営者としての幅広い見地から、有益な意見や助言を行っております。
- ・取締役松平誠氏は、当事業年度開催の取締役会13回全てに出席、豊富な経営見識と客船運航会社におけるサービス事業の経営者としての知見を活かし、適切な発言を行っており、特に食堂・飲食事業に関する的確な提言を行っております。
- ・取締役尾崎啓成氏は、当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席、経理業務での豊富な経験とIR業務の専門的な知識などから、主に財務・会計等について適切な発言を行っております。
- ・取締役武藤寛征氏は、当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席、人材開発や企業集団統括の見識や経験を基に、グループ経営等の観点から、議案審議に関する意見や助言を行っております。
- ・監査役安形泰介氏は、当事業年度開催の取締役会13回、監査役会15回全てに出席、常勤監査役として、当社や子会社の重要会議の出席に加え、積極的に独立社外取締役や会計監査人とのミーティングを開催して意見交換に努め、審議事項等においても適切な意見や助言を行っております。
- ・監査役井ノ上正男氏は、当事業年度開催の取締役会13回、監査役会15回全てに出席、弁護士としての専門的な知見や、他社の社外役員としての経験から、適切な意見や助言を行っております。
- ・監査役稲垣文美氏は、当事業年度開催の取締役会13回のうち12回、監査役会15回のうち14回に出席し、金融機関を通じて培った幅広い財務・会計の知識と見地から、適切な意見や助言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 新創監査法人
 - ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
 - ・報酬等の額 18百万円
 - ・当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 18百万円
- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- ③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、会計監査人の報酬等について、監査実績の分析・評価、監査計画と実績の

対比などを踏まえて検討した結果、本年度の監査計画と報酬額の見積りには相当性があり、報酬等は適切、妥当であると認め同意しております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款規定に基づき、会計監査人と会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の行為が会社法および公認会計士法等の法令に違反・抵触し、あるいはその独立性や職業倫理の遵守等において、不適切であると判断した場合には、当該会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の内容とする決定をいたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、会計監査人の解任が相当と判断した場合は、監査役全員の同意をもって当該会計監査人を解任いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

① 基本方針

当社がグループ全体の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する基本方針として取締役会で決議した内容は、次のとおりです。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するために、これらに適合する「企業理念」「歌舞伎座グループ企業行動規範」「取締役会規則」「就業規則」等の諸規程等を別途に定めており、取締役及び使用人はこれらの諸規程に基づき法令及び定款の遵守に努める。
- ・取締役及び使用人は、その職務の執行においては、顧問弁護士、監査法人、税理士など社外専門家の判断を積極的に仰ぐことにより、合理性・適法性の確保を図る。
- ・当社グループとしてのコンプライアンスに関する教育研修を適宜実施し、グループ一体となって法令遵守の企業風土形成に努める。
- ・「公益通報管理規程」に基づき、外部の弁護士との間に内部通報のラインを設け、当社グループ内における違法行為等の早期発見と是正を図る。
- ・「職務権限規程」「業務(職務)分掌規程」等の諸規程に基づく責任と権限が明確な職制とフラットな組織構成による、事業の推移に即応できる体制を図る。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

当社における情報の保存・管理については、取締役の職務の執行に係るものも含め、

文書の保存・管理について定めた「文書管理規程」及び当社グループにおける情報端末とネットワーク及び電子情報の扱いについて定めた「情報システム管理規程」に基づいて適切に行い、情報の機密性、完全性、可用性を確保する。また、当社グループが扱う個人情報については、「個人情報保護規程」及び「特定個人情報保護規程」に基づき、当社グループとして適法かつ適正な個人情報保護に努める。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業推進に伴うリスク管理については、「リスク管理規程」に基づき、当社グループ一体となって臨むものとし、取締役会において、適宜、リスク状況の報告を行い、また必要に応じてリスク管理体制の適切性及び有効性を担保するための見直しを図るものとする。また、財務報告に係るリスクについては、「財務報告に係る内部統制運用規程」に基づく内部統制評価によって適切に管理されるものとする。

二. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・企業集団としての業務の適正性を確保するために、定例の取締役会とは別途に当社及び子会社の常勤役員及び監査役による経営協議会を毎月実施し、リスク管理の適切性と有効性について適宜報告できる体制を確保する。
- ・「財務報告に係る内部統制運用規程」に基づき、企業集団における内部統制システムの構築・整備・運用等を行い、組織の適正かつ効率的な業務運営を図る。
- ・子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、子会社はこれらに適合した諸規程を定めており、子会社の取締役及び使用人は諸規程に基づいて法令・定款の遵守に努める。
- ・子会社は「職務分掌規程」等、自らが別途に定めた諸規程に基づく責任と権限が明確な職制とフラットな組織構成により、事業の推移に即応できる体制を図る。

ホ. 監査役の監査の実効性を確保するための体制

- ・監査役は、定期的に取り締役や使用人からその職務に関する報告を受け、また、監査役は取締役会ほか重要会議に出席、その審議内容を直接聴取し、すべての経営情報を閲覧できる。
- ・重大な法令・定款違反、不正行為や経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事実等については、当社グループの取締役及び使用人は監査役会に都度報告する。なお、報告を理由に不利益な取扱いを行わない。
- ・監査役は、子会社の監査役等と密接な連携を図り、当社グループ全体の監査体制の強化を図る。
- ・監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題及

び監査上の重要課題について意見交換を行う。

- ・ 監査役の監査業務に際しては、必要に応じ適切な使用人に、取締役の指揮命令から独立して業務を遂行させることができる体制とする。

ハ. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの暴力的な要求や不当な要求に対しては、弁護士を含め警察他外部関係機関等と連携して組織的に対処する。

また、警察他外部関係機関等と連携し反社会的勢力に関する情報の共有に努め、総務部統括のもと当社グループ一体で対処する。

② 整備・運用状況

当事業年度の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)は、次のとおりです。

- イ. 当社グループの「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、内部統制システムが適切に整備され運用されていることを確認するために、毎年担当者を変えて、他部署の内部統制の整備・運用状況の評価を行い、外部会計監査人に結果を報告しております。外部会計監査人による不備是正事項を受けた点については対応し、この結果も歌舞伎座グループ内部統制委員会と外部会計監査人に報告をしております。また、会社法に係る内部統制においても基本方針に基づき、内部統制推進チームメンバーが中心となって、各部門における業務の運用と整備状況の確認を行い、内部統制委員会で結果を報告しております。

- ロ. 適切な業務執行を目指し、外部との契約や社内のルール規程等を検討する際には、弁護士や税理士、不動産鑑定士などの社外専門家の意見を聴取しております。本年度は、新たに社会保険労務士と委託契約を締結し、適時適切な体制整備の充実を図りました。なお、法令改正に伴い、「電子取引データに関する事務処理規程」を制定しました。さらに働き方改革の一環として、特別有給休暇(永年勤続休暇日数)の見直しと夏季休暇を新たに制定し、「就業規則」を一部改定いたしました。また、新人事制度構築に向けてプロジェクトチームを立ち上げ、次年度の本番稼働に向けて取り組んでおります。その他、コンプライアンス研修として、当社グループの役職員を対象に「電子帳簿保存法改正・インボイス制度について」と「パワーハラスメント研修」を実施いたしました。

- ハ. 当社および子会社の常勤役員による協議会を毎月開催し、重要事項の審議や業務執行に関する報告等を行い、情報の共有や一元化を図っております。取締役会においては、さらなる効率的な業務執行と社外取締役による監視機能の充実を図っております。なお、子会社の重要会議には当社の取締役等が参加し、当社グループの経営状況や計画の

進捗状況等を把握しております。

二. 監査役は、取締役会への出席に加え、常勤監査役が当社および子会社の経営協議会に出席、審議内容を直接聴取し、監査役会にて共有しております。

外部会計監査人とは、平時における意見交換のほか、監査役監査、内部統制監査などの通常のテーマに加えてKAM（監査上の主要な検討事項）記載内容についても定例的なミーティングを行っており、日常の業務監査の情報交換はもとより、会計監査から得られる情報や会計監査人の適正性などに関する情報を得ることにより、監査の実効性の確保に努めました。

また、独立社外取締役とも、課題の共有や情報・意見交換を目的とするミーティングを随時行い、連携を深めました。

ホ. GINZA KABUKIZAの危機管理体制の一環として、劇場・オフィスを問わず、新型コロナウイルス感染者の罹患状況が迅速に関係者に伝達できる連絡網を整備し、情報の共有化を図れる体制としました。

ハ. 事業を通じて保有するお客様の個人情報の取り扱いについては、情報漏洩リスクの観点から当社グループ全体での運用を行っております。また、マイナンバーを含む特定個人情報の取り扱いについても、「特定個人情報保護指針」、規程に基づいた運用を行っております。

ト. 当社は、築地地区特殊暴力防止対策協議会に加盟しております。コロナ禍においては、会員限定サイトで反社会的勢力に関する情報を共有しており、反社会的勢力に対して組織的に対処できるよう、所轄警察等と連携し取り組んでおります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,514,561	流 動 負 債	687,413
現金及び預金	1,412,470	買掛金	58,105
売掛金	17,720	未払金	93,161
たな卸資産	32,849	未払費用	13,207
その他	51,662	未払法人税等	57,435
貸倒引当金	△142	未払消費税等	30,518
固 定 資 産	23,533,640	前受金	403,579
有 形 固 定 資 産	14,482,393	賞与引当金	19,192
建物及び構築物	8,163,845	その他	12,213
機械装置及び車両	28,525	固 定 負 債	13,281,884
器具及び備品	69,859	長期未払金	98,490
土地	6,220,163	長期前受金	11,735,970
無 形 固 定 資 産	2,629,145	繰延税金負債	1,281,549
借地権	2,613,299	退職給付に係る負債	79,985
施設利用権	6,458	預り保証金	85,887
ソフトウェア	4,988	負 債 合 計	13,969,297
ソフトウェア仮勘定	4,400	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	6,422,101	株主資本	9,095,089
投資有価証券	5,922,659	資本金	2,365,180
長期前払費用	412,053	資本剰余金	3,264,975
その他	87,388	利益剰余金	3,687,045
資 産 合 計	25,048,201	自己株式	△222,111
		その他の包括利益累計額	1,983,815
		その他有価証券評価差額金	1,983,815
		純 資 産 合 計	11,078,904
		負債純資産合計	25,048,201

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,469,768
売 上 原 価		2,041,486
売 上 総 利 益		428,282
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		543,080
営 業 損 失		114,798
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,379	
助 成 金 収 入	6,817	
そ の 他	6,804	17,001
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	4,029	
そ の 他	561	4,590
経 常 損 失		102,387
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	19,820	19,820
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		82,567
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	43,916	
法 人 税 等 調 整 額	26,704	70,620
当 期 純 損 失		153,187
親会社株主に帰属する当期純損失		153,187

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年3月1日 残高	2,365,180	3,256,671	3,900,747	△298,059	9,224,538
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△60,514		△60,514
親会社株主に帰属する 当期純損失			△153,187		△153,187
自己株式の処分		8,303		75,947	84,251
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	8,303	△213,701	75,947	△129,449
2022年2月28日 残高	2,365,180	3,264,975	3,687,045	△222,111	9,095,089

	その他の包括 利益累計額	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
2021年3月1日 残高	3,328,721	12,553,260
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△60,514
親会社株主に帰属する 当期純損失		△153,187
自己株式の処分		84,251
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△1,344,906	△1,344,906
連結会計年度中の変動額合計	△1,344,906	△1,474,356
2022年2月28日 残高	1,983,815	11,078,904

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,212,262	流 動 負 債	589,617
現金及び預金	1,171,886	未払金	76,293
売掛金	6,353	未払費用	13,207
前払費用	15,641	未払法人税等	56,911
その他	18,380	未払消費税等	28,915
固 定 資 産	23,132,948	前受金	399,854
有 形 固 定 資 産	13,803,877	賞与引当金	6,803
建物	6,508,816	その他	7,632
建物附属設備	1,472,741	固 定 負 債	13,204,644
構築物	20,212	長期未払金	98,490
機械及び装置	25,557	長期前受金	11,735,970
器具及び備品	55,571	繰延税金負債	1,251,455
土地	5,720,978	退職給付引当金	55,666
無 形 固 定 資 産	2,622,490	預り保証金	63,061
借地権	2,613,299	負 債 合 計	13,794,262
施設利用権	6,458	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	2,733	株 主 資 本	8,602,845
投 資 そ の 他 の 資 産	6,706,580	資本金	2,365,180
投資有価証券	93,895	資本剰余金	2,414,504
関係会社株式	5,926,612	資本準備金	2,405,394
長期貸付金	200,000	その他資本剰余金	9,110
長期前払費用	412,022	利 益 剰 余 金	4,045,617
その他	74,050	利益準備金	142,125
資 産 合 計	24,345,210	その他利益剰余金	3,903,492
		特定資産買換積立金	1,070,464
		別途積立金	2,258,800
		繰越利益剰余金	574,227
		自 己 株 式	△222,456
		評価・換算差額等	1,948,102
		その他有価証券評価差額金	1,948,102
		純 資 産 合 計	10,550,948
		負 債 純 資 産 合 計	24,345,210

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,921,425
売 上 原 価		1,296,516
売 上 総 利 益		624,909
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		383,368
営 業 利 益		241,540
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,552	
そ の 他	8,001	11,553
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	4,029	
そ の 他	116	4,145
経 常 利 益		248,948
税 引 前 当 期 純 利 益		248,948
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	43,386	
法 人 税 等 調 整 額	33,216	76,602
当 期 純 利 益		172,346

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					特定資産 買換積立金	別途積立金	
2021年3月1日 残高	2,365,180	2,405,394	806	2,406,200	142,125	1,070,464	2,258,800
当事業年度中の変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の処分			8,303	8,303			
株主資本以外の項目の 当事業年度中の 変動額 (純額)							
当事業年度中の変動額合計	-	-	8,303	8,303	-	-	-
2022年2月28日 残高	2,365,180	2,405,394	9,110	2,414,504	142,125	1,070,464	2,258,800

	株 主 資 本				評価・換算 差額等	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越 利益剰余金					
2021年3月1日 残高	462,395	3,933,785	△298,404	8,406,761	3,274,505	11,681,267
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△60,514	△60,514		△60,514		△60,514
当期純利益	172,346	172,346		172,346		172,346
自己株式の処分			75,947	84,251		84,251
株主資本以外の項目の 当事業年度中の 変動額 (純額)					△1,326,403	△1,326,403
当事業年度中の変動額合計	111,831	111,831	75,947	196,083	△1,326,403	△1,130,319
2022年2月28日 残高	574,227	4,045,617	△222,456	8,602,845	1,948,102	10,550,948

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年4月13日

株式会社歌舞伎座
取締役会 御中

新創監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 高橋 克典
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松原 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社歌舞伎座の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社歌舞伎座及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年4月13日

株式会社歌舞伎座
取締役会 御中

新創監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 高橋 克典
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松原 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社歌舞伎座の2021年3月1日から2022年2月28日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月19日

株式会社歌舞伎座 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 安形 泰 介 ㊟

監査役 大谷 二郎 ㊟

社外監査役 井ノ上 正 男 ㊟

社外監査役 稲垣 文 美 ㊟

以 上

「株主総会会場」 ご案内図

【会 場】 紙パルプ会館 銀座フェニックスプラザ2階 フェニックスホール
東京都中央区銀座三丁目9番11号 電話 (03) 3543-8111 (代表)

【交 通】 東京メトロ銀座線・日比谷線・丸ノ内線「銀座」駅A12出口より徒歩約3分
東京メトロ有楽町線「銀座一丁目」駅出口11より徒歩約5分
東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線「東銀座」駅A2・A7・A8出口より徒歩約2分、出口3より徒歩約4分
J R 「有楽町」駅より徒歩約13分



(注) ■印は地下鉄最寄りの出口